

令和3年2月1日

お客さま各位

福島信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始について

当金庫は、預金残高が1万円未満の普通預金口座等について、印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

これに伴い、お客さまがお届印を持参されていない場合の口座解約手続きを簡略化いたします。

記

1. 対象となるお客さま
個人のお客さま、個人事業主のお客さま
2. 対象となる口座
預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金
3. お手続きに必要な事項
 - ・ご本人の来店
 - ・運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類のご提示
 - ・通帳のご提示（アプリ通帳等の場合は、アプリの提示）
※お取引の内容により、一部対象外となる場合がございます。
4. 取扱開始日
令和3年3月1日（月）

本件に関してご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせ下さい。



福島信用金庫